その他告示

○文部科学省告示第五十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
ボートにて、ヴェルノン	令和八年三月九日	令和八年三月二十六日から同年十二月三十一日	株式会社クオラス 代表取締役社長　松下　幸生 東京都品川区大崎二―一―一 ＴｈｉｎｋＰａｒｋＴｏｗｅｒ	宇都宮美術館 令和八年四月十九日から同年六月二十一日
セーヌ河畔の牧草地	同右	同右	栃木県宇都宮市長岡町一〇七七 あべのハルカス美術館 館長　浅野　秀剛 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四三あべのハルカス一六階	栃木県宇都宮市長岡町一〇七七 あべのハルカス美術館 令和八年七月四日から同年九月九日 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四三あべのハルカス一六階
窓からの風景	同右	同右	名古屋市美術館 館長　津坂　昌樹 愛知県名古屋市中区栄二―一七―二五 芸術と科学の杜・白川公園内	名古屋市美術館 令和八年九月十九日から同年十一月二十九日 愛知県名古屋市中区栄二―一七―二五　芸術と科学の杜・白川公園内
ケリュオン、漁婦たち	同右	同右	同右	同右
トゥルーヴィル、浜辺	同右	同右	同右	同右
トゥルーヴィルの庭園	同右	同右	同右	同右
コロンブの丘	同右	同右	同右	同右
セーヌ河畔のボートと小屋	同右	同右	同右	同右
セーヌ河畔	同右	同右	同右	同右
エクス＝アン＝プロヴァンスの風景	同右	同右	同右	同右